

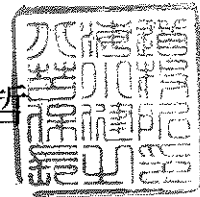
胆苦生第269-5号指令

登別市中央町5丁目11番地1
有限会社山地不動産企画

平成28年3月1日申請の旅館業の経営は、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定により、次のおり許可します。

平成28年 3月10日

北海道苫小牧保健所長 人見嘉哲



1 営業施設の名称	椿
2 営業施設の所在地	白老郡白老町竹浦181-646
3 営業の種別	簡易宿所営業
4 客室数及び定員	1 室 8 名
5 条件	

[教 示]

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、この許可証を受け取った日(前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)から6月以内に、北海道知事を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、処分又は裁決があったことを知った日から6月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(生活衛生課環境衛生係)

胆 苦 生 第 2 6 9 - 5 号
平 成 2 8 年 3 月 1 0 日

有限会社山地不動産企画 様

北海道苫小牧保健所長
(北海道胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室長)

旅館業経営許可指令書について
平成28年3月1日に申請がありましたこのことについて、別添のとおり許可指令書を交付します。

(生活衛生課環境衛生係)

胆苦生第106-4号指令

登別市中央町5丁目11番地1

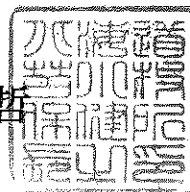
有限会社山地不動産企画

平成28年3月1日申請の温泉利用は、温泉法（昭和23年法律第125号）第15条第1項の規定により、次のとおり許可します。

平成28年 3月10日

北海道苫小牧保健所長

人見嘉哲



- | | |
|-------------|-----------------|
| 1 利用の種別 | 浴用 |
| 2 利用の場所 | 白老郡白老町竹浦181-646 |
| 3 利用する施設の名称 | 椿 |

[教 示]

- この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます
- この処分について不服がある場合は、この許可証を受け取った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、処分又は裁決があったことを知った日から6月以内であっても、処分又は裁決の翌日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（生活衛生課環境衛生係）

胆苦生第 106-4号
平成28年 3月10日

有限会社山地不動産企画 様

北海道苫小牧保健所長

温泉利用許可申請書に基づく許可指令書の交付について
平成28年3月1日に申請のありましたこのことについて、別添のとおり許可指令書を
交付します。

(生活衛生課環境衛生係)